

太陽光発電システム設置の補助制度

をご利用ください。

市では、環境基本計画に基づき、環境に配慮した自然エネルギーの利用を進めるため、新エネルギーとして注目されている太陽光発電システムを設置する費用に対する補助制度を行っています。

詳細は「[亀山市太陽光発電システム設置補助金交付要綱](#)」をご覧ください。



◆交付対象者と補助金額◆

◇住宅用

市内において自らが居住する住宅に設置し、平成23年4月1日以降に、電力会社と太陽光契約を締結した方

補助金額 出力1kw当たり3万円（上限10万円）

◇事業所用

市内において自らの事業所に出力10kw以上の設備を設置し、平成23年4月1日以降に、電力会社と太陽光契約を締結した方

補助金額 50万円

◆補助件数◆

◇住宅用・・・200件程度/年（予算の範囲内）

◇事業所用・・・2件/年（予算の範囲内）

◆補助金の申請◆

◇電力会社と太陽光契約を締結した日から起算して60日以内又は年度末のいずれか早い日までに申請してください。

◆注意事項◆

- ◇申請は1人1回のみです。過去に亀山市新エネルギー普及支援事業費補助金もしくは亀山市太陽光発電システム設置補助金を受けたことのある方は申請できません。
- ◇市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の適用対象です。
- ◇交付申請の前年度の市税等を亀山市外の市町村へ納付されている場合は、納税証明書が必要になります。

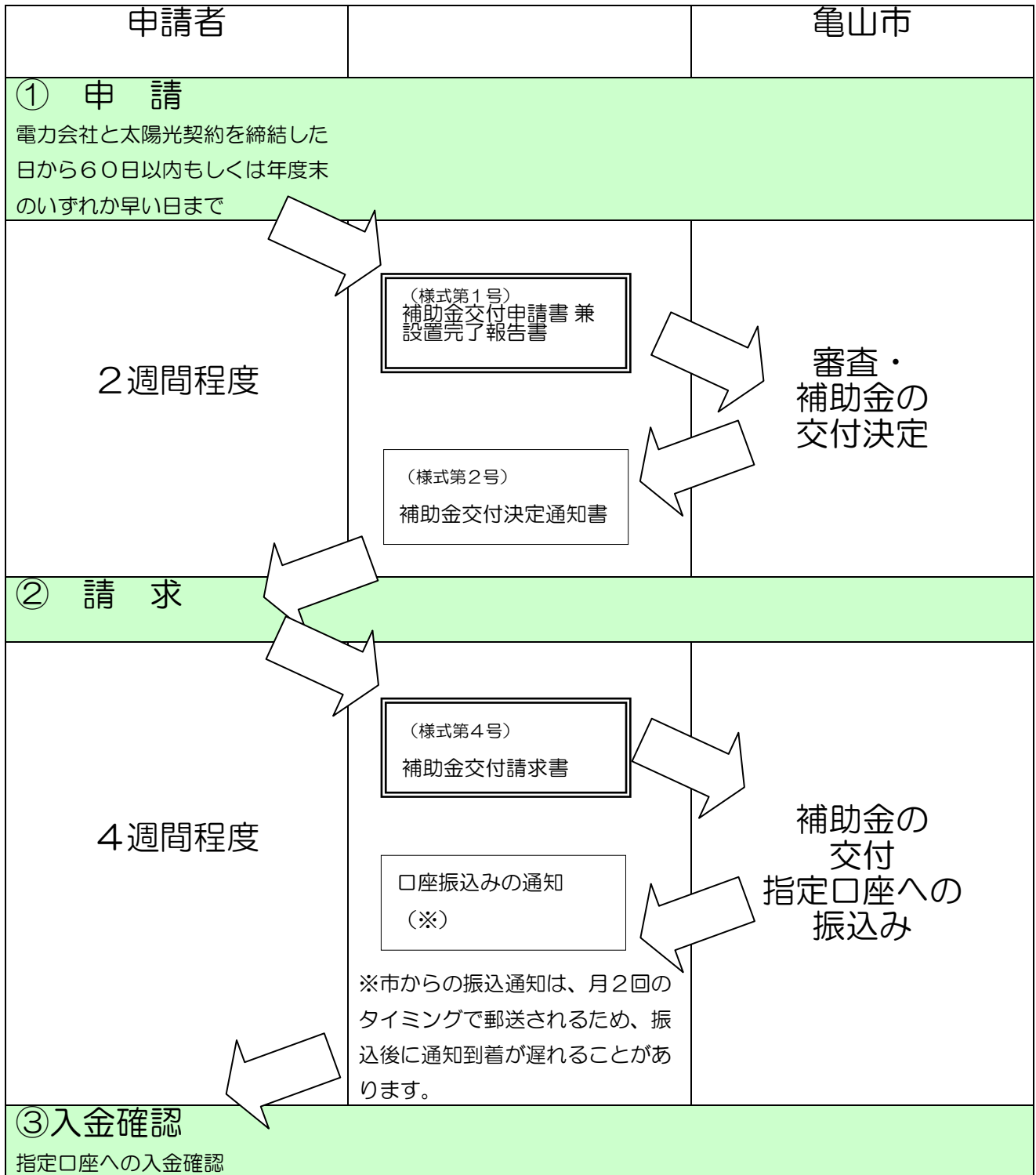
◆補助要綱・申請書の配布・申込み、お問い合わせ先◆

〒519-0195 亀山市本丸町577 亀山市企画部企画政策室

TEL：0595-84-5123

E-mail：kikaku@city.kameyama.mie.jp

◆申請の流れ◆



申請時の添付資料

1. 太陽光発電システムの購入及び設置に係る領収書の写し
2. 太陽光発電システムの設置状態がわかる写真
3. 出力対比表の写し（太陽電池モジュールの製造業者が発行する設置モジュールごとの製造番号及び出力数が明らかなもの）
4. 電力会社が発行する太陽光契約に関するお知らせの写し
5. 太陽光発電システムを設置した建築物等の登記事項証明書（事業所に設置した場合に限る。）
6. 前年度の市民税納税証明書（亀山市以外の市町村に納めた場合に限る。）